

(別表)

# 介護老人福祉設 葉山清寿苑 「利用料金表」

## 料金表の見方

- ※ 介護サービス費は基本額、加算額ともに地域区分(6級地)の10.27を乗じて金額を出し、その1割又は2割が自己負担金となります。負担割合については平成27年8月より市町村発行の負担割合証に記載されていますのでご確認ください。
- ※ 葉山清寿苑では加算額欄の○項目に関してはすべてのご利用者に加算させていただきます。
- ※ その他の加算額につきましては必要に応じて個別に算定いたします。内容は毎月送付のご請求書の「介護サービス費内訳」においてご確認ください。

### 1. 介護サービス費

平成30年4月1日

(1)	項目	金額と単位数			
		個室(円)	個室(単位)	多床室(円)	多床室(単位)
基本額 (1日)	要介護1	¥5,720	557	¥5,720	557
	要介護2	¥6,418	625	¥6,418	625
	要介護3	¥7,137	695	¥7,137	695
	要介護4	¥7,836	763	¥7,836	763
	要介護5	¥8,513	829	¥8,513	829

(2)	加算名	円	単位	内容の説明		
加算額	○ 看護体制加算(Ⅰ)	¥41	4	常勤看護師を1名以上配置		
	○ 看護体制加算(Ⅱ)	¥82	8	看護体制加算(Ⅰ)+常勤の看護師が入所者25名につき1名の配置		
	○ 栄養マネジメント加算	¥143	14	常勤の管理栄養士を1名以上配置し個別栄養ケア計画を作成		
	○ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)	¥133	13	夜勤帯に看護・介護職員を基準数以上配置		
	○ 口腔衛生管理体制加算(1月につき)	¥308	30	口腔ケア計画を作成し月に1回以上口腔ケアを実施		
	○ 日常生活継続支援加算	¥369	36	新規入所者の介護4, 5の割合が70%以上 介護福祉士の割合が入所者6名につき1名の配置		
	○ 精神科医加算	¥51	5	月2回以上精神科医による療養指導が行われている場合		
	○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本額+各加算額の総単位数×8.3%				
		入院時、外泊時加算	¥2,526	246	入院、外泊をした場合1月に6日を限度に加算	
		初期加算	¥308	30	入所、1カ月以上入院し再入所した場合30日を限度に加算	
		看取り介護加算	当日	¥13,145	1,280	看取り計画を作成、管理した利用者が施設で亡くなった場合 常勤看護師の1名以上の配置と24時間の連絡体制、施設整備
			前日、前々日	¥6,983	680	
			3日前~30日前	¥1,478	144	
		認知症行動・心理症状緊急対応加算	¥2,054	200	医師が認知症状を認め施設入所の必要を判断した場合7日を限度に加算	
		個別機能訓練加算	¥123	12	個別機能訓練計画に基づき訓練を行っている場合	
		若年性認知症者受入加算	¥1,232	120	若年性認知症を受け入れた場合	
		退所前後訪問相談援助	各1回	¥4,724	460	退所に係る相談援助(変更前は前後で1回)
		退所時相談援助	1回	¥4,108	400	
		退所前連携加算	1回	¥5,135	500	
		経口維持加算(Ⅰ)(1月につき)	¥4,108	400	経口維持計画を作成し医師又は歯科医師の指示の下、管理栄養士が栄養管理を行う	
		経口維持加算(Ⅱ)(1月につき)	¥1,027	100	(Ⅰ)を算定しており多職種において行う食事の会議等に歯科医師等が加わった場合	
		経口移行加算	¥287	28	経管により栄養摂取している利用者が計画作成、管理のもと経口摂取を実施	
		療養食加算	¥236	23	医師より発行された食事せんに基づく療養食の提供	
		口腔機能維持管理加算(1月につき)	¥924	90	体制加算+歯科衛生士が月に4回以上口腔ケアを実施した場合	
		在宅復帰支援機能加算	¥102	10	家族、居宅介護支援事業者への連絡、調整、情報提供	
		在宅、入所相互利用加算	¥410	40	在宅の方が3ヶ月を限度として複数名で居室を利用	
		感染症等による個室利用			医師の判断により30日を限度に基本料金算定	
		著しい精神症状による個室利用			医師の判断により基本料金算定	
		認知症ケア専門加算(Ⅰ)	¥30	3	認知症専門研修修了者と定期的なチーム会議	
		認知症ケア専門加算(Ⅱ)	¥41	4	上記に加え研修計画の作成と実施	
		医師(常勤)配置加算	¥256	25	常勤専従の医師を配置している場合	
		障害者生活支援体制加算	¥267	26	専従の障害者支援の生活支援員を配置している場合	
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	¥184	18	看護・介護職員のうち介護福祉士の占める割合が60/100以上	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	¥123	12	看護・介護職員のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上		
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	¥61	6	看護・介護職員総数のうち常勤職員が75/100以上を占める		
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	¥61	6	勤続年数3年以上の職員が30/100以上		
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	¥164	16	規定する夜勤職員の数に1を加えた人数を配置		

### 2. その他の費用

(1) 居住費・食費

負担限度額認定の段階			居住費(円)		食費(円)
			多床室(単位)	個室(単位)	
第1段階	全世帯員が 市民税 非課税	高齢福祉年金受給者または生活保護受給者	0	320	300
第2段階		課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	370	420	390
第3段階		第1、第2段階以外の方	370	820	650
第4段階		上記以外の方	926	1,363	1,533

※ 平成27年8月から居住費の中に室料(470円)が加算されますが第2、3段階の方には当面の間補足給付があるため、自己負担に変更はありません。

※ 第4段階の方の居住費は室料を加え、高熱水費を見直した新たな金額設定となっています。

※ 介護及び入院中でも住居費は必要となります。(ショートステイで空床利用させていただいた場合には居住費はかかりません。)

(2) その他のサービス費(自己負担となります)

サービス内容	利用料金
日用品費	実費
教育娯楽費(外出行事費)	1行事につき¥1,000
(クラブ活動費)	材料費の実費
健康管理費	予防接種等実費
預かり金の出納に関する費用	1カ月につき¥1,500
私物の洗濯代	外部クリーニング店を利用した場合実費
理美容代	実費
特別な食事	実費
通院介助	協力医療機関を除く施設車両利用の場合往復5km以内¥1,400、10km以内¥2,800 (これ以上の場合1km毎に¥280加算し高速代は別途実費)
入院期間中の援助等での付き添	片道利用の場合も施設発着の実際の走行距離で算定させていただきます 4時間未満¥6,500 + 1時間毎に¥1,000の加算し交通費は別途実費
外出介助(送迎含む)	通院介助に同じ
旅行の付き添い	付き添い1名につき1日¥10,000とし、交通費は別途実費 (施設車両使用の場合は通院介助と同額)
電気代(1日あたり)	持ち込み電化製品1品あたり¥30

介護サービス費の自己負担額の概算式 (例)

介護度	要介護3	部屋の種別	多床室(単位)	負担限度額の段階	第4段階
-----	------	-------	---------	----------	------

	単位	日	1カ月当たり(単位)	
基本額	695	× 31	=	21545
日常生活継続支援加算	36	× 31	=	1116
看護体制加算Ⅰ	4	× 31	=	124
看護体制加算Ⅱ	8	× 31	=	248
精神科医加算	5	× 31	=	155
夜間職員配置加算	13	× 31	=	403
栄養ケアマネジメント加算	14	× 31	=	434
口腔機能維持体制加算			=	30
介護職員処遇改善加算	24055	× 0.083	=	1996
		(処遇改善加算の乗率)		→ 介護サービス費の合計単位
合計単位数				26051

介護サービス費	26,051	× 10.27	× 0.1 =	¥ 26,754
			0.2 =	¥ 53,509
			0.3 =	¥ 92,778
		(地域区分加算) (自己負担割合)		(自己負担金)

自己負担金は保険負担分を引いた1割又は2割負担となるため上記計算と誤差が生じることがございます。

毎月のご利用料金はこの介護サービス費に室料と、食費、出納管理料の合計額になります。

居住費と食費は負担限度額認定の段階により変わります(その他の費用(1)を参照)